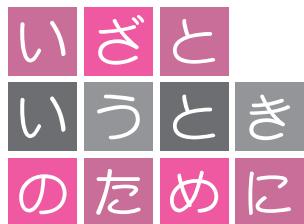


1

## 家具転倒防止器具 取付サービス



地震の際、家具などの転倒を防止する器具を取り付けます。

◇対象者 65歳以上の独居高齢者か高齢者で夫婦のみの世帯、あるいはこれに準ずる世帯(高齢者と障がい者の世帯等)で市民税所得割非課税世帯

◇費用 取り付け家具は1世帯当たり3点まで、取り付け費用の個人負担はありません。ただし、取り付け器具などは実費となります。

◇内容 寝室・居間などの家具や台所の食器棚などへの転倒防止器具の取り付け。

◇申込み 福祉課まで申し出てください。

福祉課 内線311

火災報知器の設置を行います。

◇対象者 65歳以上の独居高齢者や寝たきり老人のいる世帯などで、防火の配慮が必要な人を対象。

世帯の生計中心者の前年所得税額が、非課税の世帯

◇費用 個人負担なし

◇報知器 警報音は70デシベル以上、乾電池式(5年保証)

◇取付場所 寝室・階段・廊下・台所の壁に設置

2

## 火災報知器 給付事業

月日	時間	身体障がい者		聴覚障がい者		知的障がい者	
		地区	場所	場所	場所	場所	場所
5月8日 (日)	午後1時 ~ 3時	太田	中央公民館	中央公民館	上古井公民館		
		古井	上古井公民館				
			下古井公民館				
22日 (日)	午前10時 ~ 正午	牧野	牧野公民館	各地区連絡所	蜂屋連絡所		
		伊深	伊深連絡所				
	午後1時 ~ 3時	山之上					
		蜂屋					
		加茂野					
		三和					
		下米田					

困りごと相談

## 障がい者の 相談所を開設

身体障がい者・知的障がい者・聴覚障がい者を対象に、身体障害者手帳や療育手帳の交付や補装具の交付などの相談会を行います。お気軽にお出かけください。

福祉課 内線312

## 福祉医療費 助成制度

次に該当される人を対象に、医療費の助成を行っています。

助成を受けるには、手続きが必要です。

詳しくは福祉課までお問い合わせください。

福祉課 内線318

制度区分	対象者	助成内容
重度心身障害者	65歳未満で ①身体障害者手帳の1~3級および4級の一部の人 ②療育手帳のA1・A2・B1の人	健康保険の自己負担額の全額 (入院時の食事代を含む)
乳幼児	義務教育就学前までの乳幼児	健康保険の自己負担額の全額 (入院時の食事代を含む)
母子家庭等	①18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女性 とその児童 ②父母のいない18歳未満の児童 ※ただし、所得制限があります	健康保険の自己負担額の全額 (入院時の食事代を含む)
重度心身障害老人	65歳以上で ①身体障害者手帳の1~3級および4級の一部の人 ②療育手帳のA1・A2・B1の人	老人保健医療の自己負担分 (入院時の食事代を含む)

※なお、69歳老人医療費助成制度は、平成16年度末をもって廃止となりました。ただし、現在受給者証をお持ちの方は、有効期間終了までの医療費が助成の対象になります